



報道関係者各位

平成30年10月30日

新潟労働局総務部労働保険徴収課

課長 内山 良生

適用指導官 風巻 さやか

電話 025-288-3502

11月は「労働保険適用促進強化期間」です。

～社長！労働保険があればこそ、みんな安心して働けるんじゃ。～

労働保険（労災保険と雇用保険の両方を指す総称）は、農林水産業の一部の事業を除き、労働者を一人でも雇っていれば、加入が義務付けられています。

しかしながら、小規模零細事業を中心に、依然として未手続事業が存在しています。

厚生労働省では、労働保険制度の健全な運営、費用の公平な負担、労働者の福祉の向上などの観点から、「未手続事業の一掃」を年間を通じた主要課題と位置付けた上で、11月1日から30日までの1か月間を「労働保険適用促進強化期間」とし、全国において広く事業主の皆様へ労働保険の制度の趣旨をお知らせするとともに、加入促進に関する活動を集中的に行うこととしています。

新潟労働局においても、関係行政機関及び関係団体と連携を図り、労働保険制度が理解され未手続事業の解消が進むよう、適用促進活動を行います。

『知らなかったでは、すまされない。労働保険の成立手続きはお済みですか？』

法人・個人を問わず事業主の方は、正社員、パート、アルバイトといった雇用形態にかかわらず、一人でも雇ったら労働保険に必ず入らなければいけません。

労働保険は、従業員の安心と会社の安定のための保険です。

「そもそも知らなかった」、「小さい会社だから大丈夫だと思っていた」、「設立準備が忙しくて忘れてた」など、様々な理由があると思いますが、従業員のため、会社のため、加入することは事業主の責任です。

加入の必要があるにもかかわらず加入手続きをしていない期間中に労働災害が発生し、労災給付を行った場合、事業主は遡って労働保険料を納付するほかに労災給付に要した費用についても負担しなければなりません。

労働者が安心して働ける職場となるよう、まだ労働保険に加入していない事業主の方は、速やかに最寄りの労働基準監督署及び公共職業安定所で加入手続きをお願いいたします。

<添付資料>

- ・「社長！労働保険があればこそ、みんな安心して働けるんじゃ。」[\(リーフレット\)](#)
- ・事業主の皆さまへ「労働保険への加入について」[\(リーフレット\)](#)